



所在地／阿蘇市波野大字波野3742番地1  
 児童数／60人 創立／平成11年  
 学校長／井上 正広 教頭／小出 哲也

● School Profile



中学校の先生による  
5年生社会科の授業

本校は平成11年、榑木野小・犬子迫分校、遊雀小、波野中部小、小池野小の4校1分校が統合してできた学校です。隣には波野中学校があり、渡り廊下でつながっていて、中学校にあるランチルームでは、毎日中学生と一緒に給食を食べています。

また、毎週火曜日の放課後には、SUT（合同学習会）の時間として4年生以上の子どもたちと中学1年生〜3年生までが縦割り班と一緒に勉強

小中連携を進めています！

強もしています。

さらに5・6年生の音楽と英会話科（波野小は「外国語活動」ではなく「英会話科」として英語の学習を進めています）、5年生の社会科、6年生の理科の授業は、中学校の先生が教えに来られます。より専門的な立場で指導していただくことができ、子どもたちも不安なく中学校へ進学ができるようです。

ふるさとを愛し、  
ふるさとを誇りに！

波野小では、豊かな心を育てることができるよう、体験活動にも力を入れています。5月は全校児童での田植え、10月には稲刈りを行い、運動場にある巨大なビニールハウスでは、トマト、ピーマン、ナスにトウモロコシなど、学年ごとにさまざまな野菜を育て収穫してきました。

その他、4年生は波野の特産物であるソバを育て、5年生は夏休みに、あしきたと阿



芦北青少年の家でのマリン活動

蘇で4泊5日の長期宿泊学習も行いました。

「神楽の里」と呼ばれる波野にある本校には、部活動として「神楽部」があります。神楽部には2年生〜6年生までの部員21名で、毎週水曜日の放課後、地域の方の指導を受けながら一生懸命練習に励み、「中江神楽」を受け継いでいます。

4月から11月までの月1回の定期公演のほか、神楽フェスティバルや子ども芸術祭でも発表しています。

自然豊かな波野の大地での



中江の神楽殿での定期公演

体験活動や伝統芸能を受け継ぐ中でふるさとを愛し、ふるさとを誇りに思う波野っ子が元気に育っています。

ながせ汗を！  
みがけ心を！  
のばせ力を！

# School of the pride ●●●●

# 白慢の学校

阿蘇市内の小・中学校を紹介するコーナー

## 第12回 波野小学校

# 選挙前に知っておくべき **2** つのこと。

来年1月25日に執行される阿蘇市議会議員一般選挙を前に、皆さまに覚えてもらいたい「選挙運動」と「寄附の禁止」についてお知らせします。

## 選挙運動

選挙運動とは、「①特定の選挙について、②特定の候補者の当選を目的として、③投票を得又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な行為」と解釈されています。今回の選挙では、①が阿蘇市議会議員一般選挙ですので、②立候補を予定している者のために、③投票を依頼したり、名刺を配ったりする行為は、選挙運動と見なすことができません。

### 禁止されている選挙運動

①戸別訪問 ②飲食物の提供 ③署名運動 ④人気投票の公表 ⑤自動車を連ねて往来するなどの氣勢を張る行為 ⑥自筆答礼のもの以外のあいさつ状（公営ハガキを除く） ⑦選挙運動放送 ⑧特定建物・施設における演説及び連呼行為 など

### 選挙運動をしてはならない人

①選挙事務関係者（投票管理者等） ②特定の公務員（警察官、徴税吏員等） ③未成年者 ④選挙権・被選挙権を停止されている人

### 地位利用の選挙運動をしてはならない人

①不在者投票管理者（指定病院等） ②公務員（区長、嘱託員、消防団員等も含む） ③教育者

選挙運動ができる期間は、次の市議会議員選挙であれば、立候補届が受理された時（1月18日）から、投票日前日（1月24日）までです。届出が受理される前の選挙運動は事前運動といわれ、全面的に禁止されています。なお、選挙運動は、左記のような制限がありません。詳しくは事務局までお問い合わせください。

## 寄附の禁止

政治家（候補者、立候補予定者、現に公職にある者）と私たち有権者とのつながりはとても大切です。

しかし、金銭や品物で関係が培われるようでは、明るい選挙、お金のかからない選挙に近づくことはできません。選挙の有無に関わらず、政治家が選挙区内の

人に寄附を行うことは、特定の場合を除いて一切禁止されています。有権者が求めてもいません。

また、政治家は、選挙区内の人に、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これらに類するあいさつ状を出すことができません。

### 禁止される政治家の寄附の例

冠婚葬祭や地域のイベントなどで行う寄付も禁止の対象となります。

- 病気見舞い ●葬式の花輪・供花 ●お中元やお歳暮 ●お祭りへの寄付や差入 ●落成式・開店祝の花輪 ●町内会の集会や旅行などの催物への寸志や飲食物の差し入れ ●地域の行事やスポーツ大会への飲食物の差入 ●入学祝 ●卒業祝 ●秘書などが代理で出席する場合の結婚祝 ●秘書等が代理で出席する場合の葬式の香典 など

選挙管理委員会事務局

☎ 22-3239